

平成26年2月25日

## 平成25年度介護サービス事業者への集団指導研修資料

### 認知症高齢者グループホーム火災について

#### 1 火災の概要

平成25年2月8日（金）長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」において、死者5名、負傷者7名の被害を伴う火災が発生しました。

##### (1) 発生日時等

出火時刻	平成25年2月8日（金）	時刻については調査中
消防機関の覚知時刻	19時43分	
鎮圧時刻	21時09分	
鎮火時刻	21時49分	

##### (2) 建物概要・焼損状況

所在地	長崎県長崎市東山手町6番16号
施設名	グループホームベルハウス東山手
構造・階数	鉄骨造一部木造・地上4階建
用途	複合用途（グループホーム，事務所，共同住宅） 消防法施行令別表第1（16）項イ
建築面積	164.55㎡
延べ面積	581.85㎡ (内グループホーム部分の床面積259.64㎡<275㎡)
各階の用途	1階・2階：グループホーム 3階・4階：事務所・共同住宅
焼損状況	部分焼（焼損床面積51.50㎡）

## 2 長崎市の火災における課題

- (1) 自動火災報知設備の鳴動後の火災通報装置の操作がされておらず，当該施設からの通報ができていなかった。
- (2) 施設職員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。
- (3) 出火階以外での被害拡大要因の一つとして，防火区画（階段区画等）が建築基準法に不適合であったことが関連した可能性がある。また，こうした状況について関係行政機関の間での情報共有が不十分であった。

## 3 ソフト面での対策

- (1) 全ての施設職員が火災時に適切に対応できる防火教育の推進  
施設職員への防火教育の時期等を予め消防計画等に明文化させ，施設の消防用設備等の操作及び対応等を教育する。
- (2) 効果的な訓練の実施  
漫然と消防訓練を行うだけでは効果が期待できないため，建築物構造や施設の入居者の特性，避難経路等の実情を考慮し，各施設ごとの工夫が必要

## 4 ハード面での対策

- (1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化
- (2) 防火関係規定（防火区画等）に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
- (3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し  
認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設については，原則として，全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づける。